

令和8年3月30日
うきは市告示第24号

うきは市団体誘客助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、旅行業者が造成するバスツアーでうきは市内の旅館及びホテル等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊又は市内の飲食施設等を利用するバスツアーに対し、うきは市団体誘客助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内への積極的な旅行の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行業者（市内事業者を含む。以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

(1) うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）

(2) 暴力団等が事業主又は役員であるもの

(3) 暴力団等と密接な関係を有するもの

(補助対象事業及び条件)

第3条 補助の対象は、前条の補助対象者が実施する募集型又は受注型バスツアーにおいてうきは市を来訪したもののうち、次の各号の条件を満たすバスツアーとする。

(1) ツアーの往復ともに貸切バスを利用し、バス1台あたりの参加者人数が7名以上であること。

(2) 次のいずれかの施設を利用するツアーであること。

ア うきは市内の施設で飲食（昼食又は夕食に限る）を伴うツアーであること。

イ うきは市内の宿泊施設に宿泊するツアーであること。

(3) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。

第4条 前条に規定するバスツアーに対して、次の各号の額を補助する。ただし、重複した補助は行わない。

(1) 市内の飲食施設を利用するバスツアーで、7名以上10名未満のツアーに対し1台あたり10,000円、10名以上のツアーに対し1台あたり20,000円

(2) 市内の宿泊施設に宿泊するバスツアーで、7名以上10名未満のツアーに対し1台あたり20,000円、10名以上のツアーに対し1台あたり30,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となるバスツアーの最初の実施日の10日前までに、次の各号に定める書類を各1部提出し、補助金の交付申請を行わなければならない。

(1) うきは市団体誘客助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 別紙3 申請内訳書

(3) ツアー行程表（ツアーの名称・行程が分かるもの）

(4) その他、市長が必要と認める書類

（審査及び交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否について決定し、うきは市団体誘客助成事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び中止の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、うきは市団体誘客助成事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）によりその内容及び理由を報告し、市長の承認を得なければならない。

2 交付決定者が、当該決定に係わる補助事業を中止しようとするときは、うきは市団体誘客助成事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）によりその理由を報告し、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、バスツアー実施後30日以内に、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) うきは市団体誘客助成事業実績報告書（様式第5号）

(2) ツアー行程表

(3) 参加案内（パンフレットなど募集に関する資料）

(4) 実績内訳書兼市内施設利用証明書（様式第6号）

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、うきは市団体誘客助成事業費補助金確定通知書（第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の通知を受けた交付決定者は、速やかにうきは市団体誘客助成事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を市長に提出し、市長は、その内容を審査し適当と認めるときは、交付決定者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（補助金の経理）

第10条 申請者は、本補助金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 6 条関係)
[別紙参照]

様式第 3 号 (第 7 条関係)
[別紙参照]

様式第 4 号 (第 7 条関係)
[別紙参照]

様式第 5 号 (第 8 条関係)
[別紙参照]

様式第 6 号 (第 8 条関係)
[別紙参照]

様式第 7 号 (第 8 条関係)
[別紙参照]

様式第 8 号 (第 9 条関係)
[別紙参照]